

アレルギー物質を含む食品の表示について

令和4年6月
消費者庁食品表示企画課

アレルギー物質を含む食品に関する 表示制度及びその経緯

- 平成13年3月 アレルギー物質を含む食品の表示制度を創設
○食品衛生法に基づく厚生労働省令を改正
(平成13年3月15日公布、同年4月1日施行(14年3月31日まで経過措置))
 - ・特定原材料(義務) 5品目(乳、卵、小麦、そば、落花生)
 - 特定原材料に準ずるもの(推奨) 19品目を通知で規定
- 平成16年12月 特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加 《義務5品目・推奨20品目》
- 平成20年6月 特定原材料に準ずるものであった「えび」、「かに」を義務表示である特定原材料に移行 《義務7品目・推奨18品目》
- 平成25年9月 特定原材料に準ずるものに「カシューナッツ」、「ゴマ」を追加 《義務7品目・推奨20品目》
- 平成27年4月 食品表示法施行
- 令和元年9月 特定原材料に準ずるものに「アーモンド」を追加 《義務7品目・推奨21品目》

「食物アレルギー」とは

食物を摂取した際、身体が食物(に含まれるタンパク質)を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすことがある。これを食物アレルギーと呼んでいる。

- 特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、加工食品等へ**特定原材料**を含む旨の表示を規定。

【主な食物アレルギーの症状】

軽い症状: かゆみ、じんましん、唇や臉の腫れ、嘔吐、喘鳴
重篤な症状: 意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

特定原材料等

| 特定原材料等の名称 | | 理由 | 表示の義務 |
|-------------|--|---|-------|
| 特定原材料 | えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ） | 特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの | 表示義務 |
| 特定原材料に準ずるもの | アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン | 症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの | 表示を推奨 |

表示例

（アレルゲンの表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示も可。）

【個別に表示する場合】

原材料名: じゃがいも(国産)、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む) / 調味料(アミノ酸等)

【一括して表示する場合】

原材料名: じゃがいも(国産)、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物 / 調味料(アミノ酸等)、(一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)

「即時型食物アレルギーによる健康被害の全国実態調査」の概要

調査方法

- 従来の全国調査(これまでおおむね3年ごとに実施)の協力医師、調査対象、調査方法全てを踏襲し、継続性を重視
- 協力医師はアレルギーを専門とする医師(日本アレルギー学会指導医及び専門医、並びに日本小児アレルギー学会会員)の中で調査の趣旨に賛同を得られた者(1,089名)
- 調査対象は“食物を摂取後60分以内に何らかの反応を認め、医療機関を受診した患者”とし、食物経口負荷試験や経口免疫療法(OIT)により症状が誘発された症例は調査対象としていない。
※調査項目:氏名(イニシャル)、性別、年齢、原因抗原の摂取食物種(自由記載)、原因抗原、臨床症状(皮膚、呼吸器、粘膜、消化器、全身から選択方式と自由記載方式の併用)等
- 調査期間は令和2年1月から12月で、3か月毎にはがきを郵送する方法で行い、はがきでの報告又は要望に応じてメールでも報告を受けた。

調査対象

| | | |
|----------------------|---|----------|
| 第1回(R2.01-03月)1,727例 | } | 合計6,677例 |
| 第2回(R2.04-06月)1,886例 | | |
| 第3回(R2.07-09月)1,736例 | | |
| 第4回(R2.10-12月)1,328例 | | |

※なお、報告のあった症例のうち、原因物質が特定されていない414例、原因物質が食物以外のもの83例(アニサキス70例、ダニ13例)、年齢性別や治療・転帰、初発/誤食が不明な症例やOIT時の症例100例を除外し、6,080例を解析対象とした。